

札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付システム再構築業務 落札者決定基準

1 本書の目的

本書は、「札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付システムの再構築業務」(以下「本業務」という。)に係る総合評価一般競争入札を実施するにあたり、地方自治法施行令167条の10の2第3項に基づき、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準を定めるものである。

2 評価機関

本調達に係る評価は、本市が設置する評価委員会によって行う。

3 落札者の決定方法

(1) 総合評価点の算出

入札者の価格及び技術力を総合的に評価するため、価格点と技術点を合計して総合評価点(満点:800点)を算出し、総合評価点が高い者を落札者とする。

なお、技術点が6割に満たない場合は、その提案者を落札者とししない。

ア 価格点(満点:200点)

入札価格を基に、以下の算出式により算出する(小数点以下切り捨て)。

価格点 = 200点 × (最低入札価格 ÷ 入札価格)

※予定価格を超える金額の入札は評価しない。

イ 技術点(満点:600点)

各評価委員が以下4に基づき採点した評価点について、全員分を合計して算出する。

価格点 (ア)	技術点 (イ)	総合評価点 (ア+イ)
200点	600点	800点

(2) 最高得点者が2人以上ある場合

総合評価点が高点の場合は、入札金額が低い者を落札者とする。入札金額も同じ場合は、別途指定する日時に当該入札参加者によるくじ引きを実施し、落札者を決定する。なお、当該入札参加者又はその代理人がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代ってくじを引くものとする。

ただし、上記に関わらず、別紙評価基準「6 実績その他」の「過去の同種・類似業務において、事業者に帰する大幅な納期の遅延、重大なシステム障害、セキュリティインシデント、その他契約履行上の重大な課題やトラブルの発生実績の有無」について、0点の評価を受けた者については、同点時の優先順位を最下位とする。

4 提案内容に関する評価

(1) 提案内容に対する採点

提案内容の評価は評価委員会において厳正に行う。各評価委員は別紙評価基準に基づき、各評価項目について、0から5までの6段階で評価点を付与する。各項目の得点は「評価点×配点」により算出し、その総計を提案者の得点とする。

評価	得点
非常に優れている。	5
優れている。	4
標準的な水準が確保されている。	3
標準をやや下回る。	2
標準を大きく下回る。	1
前提要件を満たさない。	0

- (2) 評価基準
別紙のとおり